

第二章 生涯を通じた健康づくり支援

第二章 生涯を通じた健康づくり支援

第1節 妊産婦・子育て期への支援

子ども達が将来の姫路を支えるために、心身ともに健康な大人になるよう、子育て支援体制を整える

健康プラン 基本目標1より

1 思春期保健対策

母子保健法に基づき、思春期の子どもたちが心身ともに健康についての知識を得られるよう支援を行う。また、思春期に関わる関係機関が連携し、思春期の子どもたちの健全な育成を支援するネットワークづくりをめざす。

1) 思春期出前授業

- (1) 目的 思春期を迎える中学生が、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに、自尊感情を高めることで自分や他者を大切にすることができる。
- (2) 対象 市内中・義務教育学校に在籍する生徒
- (3) 内容 保健師による講話、体験
- ・1年生／7年生：命をつなぐ大切なからだ、こころとからだの変化
自分を大切にすること（健康なからだ、予防接種）
 - ・3年生／9年生：性感染症のはなし（感染経路、予防方法）
自分のからだを大切にしよう
- (4) 方法 各中学校・義務教育学校の担当教諭と校区担当保健師間で時期、内容等の打合せを行い、学年単位またはクラス単位で実施する。

(5) 実績

年度	1年生／7年生		3年生／9年生		その他 (特別支援学校等)		計	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
27	38	5,376	37	5,621	8	652	83	11,649
28	38	5,207	38	5,404	11	837	87	11,448
29	38	4,961	38	5,276	9	619	85	10,856
30	38	4,883	38	4,974	9	578	85	10,385
元	37	4,647	38	4,816	8	473	83	9,936

(6) 評価（健康プランにおける評価指標）

（各届出書結果）

年次	10代クラミジア 感染者数	年度	15～19歳女子人口千対 人工妊娠中絶数	妊婦の飲酒率(%)	妊婦の喫煙率(%)
27	24	27	6.0	1.6	3.2
28	29	28	6.1	1.1	2.9
29	20	29	6.3	1.0	3.2
30	17	30	6.6	1.0	2.8
元	13	元	4.7	0.9	2.3

2) 思春期保健担当者連絡会議

- (1) 目的 思春期の子どもたちが、自尊感情をもち、自分や周囲を大切にできるためのシステム作りを目指す。
- (2) 対象 教育委員会、小・中学校の性教育担当教諭、養護教諭、医療機関助産師などの思春期に関わる関係者
- (3) 内容 思春期保健の課題や取り組み方策の検討
- (4) 方法 担当者連絡会議の開催

(5) 実績

年度	回数	参加機関数
27	3	11
28	3	11
29	3	11
30	3	11
元	2	11

3) 思春期講演会

- (1) 目的 思春期の子どもたちに関わる支援者が、思春期保健の現状や課題、支援のあり方について知るとともに、関係機関との連携の大切さについて理解する。
- (2) 対象 小中高等学校教諭、養護教諭、助産師、保健師、看護師、保育士等
- (3) 実績

年度	開催回数	参加人数	内容
27	2	144	「思春期の性をどう理解するか」元一橋大学 講師 村瀬 幸浩 先生 「3歳からはじめる性のおはなし」思春期保健相談士 徳永 桂子 先生
28	1	72	「子どもと話せる性の話 ～性(生)を肯定し大切にできる人に～」 講師：京都教育大学 教育支援センター長兼教授 関口 久志 先生
29	1	75	「多様な性(LGBT)で悩む子どもたちとともに生きる」 講師：FRENS代表 石崎 杏理 先生
30	1	74	「多様な性(LGBTQ)で悩む子どもたちが安心して過ごすために」 講師：FRENS代表 石崎 杏理 先生
元	1	92	「発達障害とセクシュアリティ ～支援を行う上でのポイントとは～」 講師：加西市立加西病院 精神科部長 久保田 康愛 医師

2 安心して出産を迎えるための支援

母子保健法に基づき、妊婦が自身の健康管理を行い、安心して安全な出産を迎えることができるよう、また、妊婦及びその家族が妊娠・出産・育児について知識を得ることにより、妊娠中から母性・父性を育み、子育ての準備ができるように様々な支援を行う。

1) 母子健康手帳交付（全妊婦面接相談支援事業）

- (1) 目的 保健師等が妊娠届出時に全妊婦に面接相談を実施することで、要支援妊婦の早期介入とタイムリーな支援を行い、妊娠期からの子育て支援及び子どもの虐待の早期発見、支援の充実を図る。
- (2) 対象 姫路市に住所を有する妊婦（特別な事由がある場合は出産後の事後交付可）
- (3) 方法 母子健康手帳交付時に制度説明と個別面接相談を実施
（中央・南・西保健センター、北・安富・家島分室の市内6か所で交付）

(4) 実績と評価

母子健康手帳交付数および週数別妊娠届出書数

年度	交付数	交付数内訳			新規交付分の週数別妊娠届出数					
		新規交付	事後	再交付	11週以内	交付率 (%)	12～19週	20～27週	28週以上	不詳
27	4,832	4,732	21	79	4,475	94.6	207	28	10	12
28	4,689	4,611	15	63	4,367	94.7	180	33	23	8
29	4,509	4,404	28	77	4,199	95.3	164	28	12	1
30	4,332	4,235	13	84	4,044	95.5	145	30	15	1
元	4,280	4,191	25	64	4,014	95.8	139	23	15	0

妊婦本人への面接数（転入助成券申請者含む）

年度	面接対象者数	母子健康手帳		本人面接数	面接率 (%)
		新規届出	転入者助成券申請		
27	4,919	4,732	187	4,767	96.9
28	4,833	4,611	222	4,669	96.6
29	4,576	4,367	209	4,441	97.0
30	4,396	4,193	203	4,240	96.5
元	4,345	4,142	203	4,222	97.2

※平成29年度から対象者数を変更（多胎妊娠による重複を除く）

2) 妊婦健康診査費助成事業

- (1) 目的 妊婦が健康管理を行うため妊娠早期から定期健診を受けることができ、また、経済的不安を軽減するためにその費用の一部を助成する。
- (2) 対象 姫路市に住所を有する妊婦
- (3) 内容 下表のとおり
- (4) 方法 妊娠届出時に交付した助成券を妊婦健康診査受診時に医療機関に提出
(一部は償還払い対応)

(5) 実績と評価

年度	助成延件数	助成券平均 使用枚数	内容
27	57,645	11.3	妊婦健康診査1回につき8,500円上限(子宮頸がん検診費3,500円上限含む)を1回、5,000円上限を13回、計14回まで助成 (合計73,500円を上限に助成)
28	55,714	11.7	妊婦健康診査1回につき15,000円上限を1回、10,000円上限を2回、5,000円上限を11回、健診と同時使用の子宮頸がん検診費(上限3,500円)を1回の計14回、93,500円まで助成 (※の確定は翌年度11月)
29	53,573	11.7	
30	51,515	11.7	
元	49,955	※	

3) 親子歯科保健事業(妊産婦歯科健診事業)

- (1) 目的 妊産婦の歯科健診及び乳幼児の歯科相談をきっかけに、親子が適切な歯科保健の知識と技術を身に着ける。
- (2) 対象 姫路市に住所を有する妊産婦(出産後1年3か月まで)
- (3) 内容 市内の指定医療機関において妊産婦への歯科健診
- (4) 方法 妊娠届出時に交付した妊婦歯科健診受診券を指定医療機関に提出
- (5) 実績

年度	受診券 交付数	受診者数	受診率(%)
29	4,576	287	6.3
30	4,396	673	15.3
元	4,345	857	19.7

4) 離島妊婦交通費助成事業

- (1) 目的 妊婦健康診査の受診と出産のための入退院の際における船賃を助成することにより、安全・安心な出産を迎えることが出来るよう支援する。
- (2) 対象 産婦人科医療施設のない離島地域(家島町)に居住している妊婦
- (3) 内容 平成27年度までは、出産日直近の乗船(往路)に係る費用を助成。
平成28年度からは、受診時の定期船乗船料(往復14回上限)及び出産の入退院時の往復船賃(往路は海上タクシー利用可)を助成。
- (4) 方法 出産後3か月以内に必要書類をそろえて申請
- (5) 実績

年度	助成人数
27	4
28	18
29	13
30	15
元	24

5) 周産期支援

(1) 子育て世代包括支援センター事業

- ①目的 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を実施する。
- ②対象 姫路市に住所を有する妊産婦・子育て中の保護者
- ③内容 保健師や子育て支援相談員等が妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定、関係機関との連絡調整を行うなど包括的な支援を行う。

④実績 年度	相談件数			申請受付 件数
	訪問	電話	面接	
29	5,258	5,790	3,533	87
30	5,626	9,073	3,670	89
元	6,343	10,989	4,761	63

(2) 出生前小児保健指導事業

- ①目的 妊婦が妊娠中から出産後の育児について相談できることで、安心して出産を迎えることができる。
- ②対象 育児不安を抱える妊婦
- ③内容 小児科医による育児相談（個別保健指導）
- ④方法 産科医が必要と判断した妊婦に紹介状を交付し、妊婦が小児科医を受診市内医療機関（産科：20か所・小児科：31か所）

⑤実績 年度	産科医から 小児科医への紹介	小児科医による指導
27	58	55
28	71	71
29	60	60
30	59	60
元	48	47

(3) 周産期連絡会

- ①目的 妊娠、出産から育児期をめぐる関係機関がネットワークを作ることで、女性が安心して出産・育児を迎えられる地域づくりを目指す。
- ②対象 行政（県、市、町）、医療機関の保健師・助産師・看護師
- ③内容
- ・周産期領域のトピックスや情報の発信、提供
 - ・行政と医療機関の連携事例についての検討
 - ・養育支援ネットに関する統計報告と課題検討など
- ④方法 行政と医療機関が共同で企画し連絡会を年間4回開催

⑤実績 年度	回数	参加機関数	内容
27	4	29	養育支援ネットの報告、情報交換：市町における母子保健事業・子育て支援事業について、「精神的に問題のある妊産婦への支援について」の研修会、事例検討会
28	4	31	養育支援ネットの報告、情報交換：市町における母子保健事業・子育て支援事業について、「妊娠期からの切れ目のない支援をめざしてそれぞれの機関の役割を考える」の研修会、「産後ケア事業」の報告、事例検討会
29	4	31	養育支援ネットの報告、情報交換：市町における母子保健事業・子育て支援事業について、「妊娠期からの切れ目のない支援をめざしてそれぞれの機関の役割を考える」の研修会、県・市町、医療機関の取組報告、事例検討会
30	4	31	養育支援ネットの報告、情報交換：市町における母子保健事業・子育て支援事業について、「妊産婦に寄り添うメンタルヘルスケア」の研修会、県・市町の取組報告、事例検討会
元	4	31	養育支援ネットの報告、情報交換：市町における母子保健事業・子育て支援事業について、「あなたにもできる性暴力被害者支援」の研修会、事例検討会、「生まれた命を守る～児童相談所の現場から」の研修会

6) マタニティマーク啓発

- (1) 目的 マタニティマークを広く地域に啓発することで、妊婦が安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。
- (2) 対象 市民
- (3) 内容 キーホルダーやシールなどを妊婦が身につけることで啓発
広報誌への掲載やバス車内に啓発用ステッカーを掲示
- (4) 方法 キーホルダー、シールは母子健康手帳交付及び転入者助成券発行時に配布

(5) 実績

年度	配布個数
27	4,919
28	4,833
29	4,576
30	4,396
元	4,345



(6) 評価（健康プランにおける評価指標）

年度	マーク入りキーホルダー 利用率(%)
27	51.6
28	51.9
29	57.1
30	61.9
元	64.8

※こんにちは赤ちゃん訪問結果による

7) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

- (1) 目的 医療保険が適用されず高額の治療費がかかる不妊治療費の一部について、助成を受けることで、経済的な負担の軽減を図る。
- (2) 対象 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦(所得制限あり)
- (3) 内容 指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用に対して助成する(詳細は実績に記載)
- (4) 方法 治療が終了した日から3か月以内、または治療の終了した日の属する年度内で、どちらか遅い日までに必要書類をそろえて申請
- (5) 実績

年度	特定不妊		男性 不妊	内容
	実数	延数		
27	425	693	—	①1回の治療につき1回目は30万円まで、2回目以降は15万円まで（凍結胚移植など治療方法によっては助成回数にかかわらず7万5千円まで）助成。特定不妊治療（凍結胚移植を除く）の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、15万円まで上乗せあり。 ②1年度目は3回、2年度目以降は2回を限度に通算5年間、通算10回まで助成。ただし平成26年度以降初めて助成を受ける人で、治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は43歳までに通算6回助成。 （年間助成回数や通算助成期間の制限なし）
28	416	690	6	①同上
29	441	755	2	②治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は43歳までに通算6回助成。40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成。
30	393	626	3	（平成27年度までに助成を受けた回数も通算される）
元	408	677	3	①②同上 ③特定不妊治療の過程の一環として男性不妊治療（精子を採取する手術）に対し、初回に限り30万円まで上乗せ助成。

8) 不育症治療支援事業

- (1) 目的 不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療を受ける者の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない医療費の一部を助成する。
- (2) 対象 2回以上の流産や死産、早期新生児死亡などの既往があると医師に診断され、不育症治療等を受けた法律上の婚姻をしている夫婦(所得制限あり)
- (3) 内容 医療機関で受けた医療保険適用外の不育症に係る検査及び治療に要する費用の一部を助成する(詳細は実績に記載)
- (4) 方法 治療等を実施した日の同一年度内、または治療期間の末日から3か月以内で、必要書類をそろえて申請
- (5) 実績

年度	件数	内容
28	1	不育症の治療等に要した保険適用外の医療費の2分の1を助成。 治療開始時の妻の年齢が43歳未満で、1年度の医療費等について1回の助成回数。 (通算助成回数の制限はなし)
29	4	
30	2	
元	0	

9) 訪問・来所・電話による相談

- (1) 目的 妊産婦が妊娠や出産に係る健康相談を行うことで、自身の健康管理が行える。
- (2) 対象 妊産婦
- (3) 方法 随時、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による訪問・来所・電話相談
- (4) 実績

年度	訪問	来所	電話
27	1,276	114	272
28	1,428	116	322
29	1,776	430	927
30	2,044	594	1,944
元	2,122	802	2,423

3 子育て支援対策

母子保健法、児童福祉法、発達障害者支援法などに基づき、児の健全な発育・発達を促すために、相談や健康診査、健康教育などの方法により、家庭環境や生活環境からみた日常生活全般にわたる指導・助言を実施し、育児支援を図る。

1) 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業

- (1) 目的 保護者が家庭訪問を受けることで子育ての不安を解消し、地域で孤立しない育児ができ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
- (2) 対象 生後4か月までの乳児のいる家庭
- (3) 内容 家庭訪問を行い、必要に応じて以下のサービスを提供
- ・育児に関する不安や悩みの傾聴・相談
 - ・子育て支援に関する情報提供
 - ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
 - ・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
- (4) 方法 出生連絡票及び出生届において対象家庭を把握し、保護者の承諾を得た上で、保健師・助産師・看護師が家庭を訪問
- (5) 実績

年度	出生数	訪問数	訪問件数			訪問率(%)
			市民	市民外	他市で訪問	
27	4,672	4,575	4,365	210	157	96.8
28	4,510	4,364	4,157	207	116	94.7
29	4,304	4,326	4,113	213	105	98.0
30	4,256	4,086	3,897	189	100	93.9
元	4,091	4,047	3,862	185	124	97.4

(6) 評価（健康プランにおける評価指標）

年度	子育てに不安や悩みを抱えている人の割合 (%)	子どものことでイライラする人の割合 (%)	イライラした時子どもにあたってしまう人の割合 (%)	子育て情報を得ることができる人の割合 (%)	親同士の交流機会がある人の割合 (%)
27	28.2	31.8	10.1	90.7	73.3
28	28.1	29.7	7.9	89.9	71.2
29	28.3	29.1	8.6	90.3	72.4
30	25.6	26.1	6.8	91.6	68.7
元	26.1	26.2	6.2	90.8	68.4

(4か月児健診アンケート結果)

2) 新生児聴覚検査費助成事業

- (1) 目的 生まれつきの聴覚障害（難聴等）児は、1,000人に1～2人の頻度といわれており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるため、早期発見・早期治療に繋げ、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施し、その費用の一部を助成する。
- (2) 対象 児が検査を受けた時点で市内に住民票のある保護者
- (3) 内容 生後2か月以内において受けた聴覚検査の方法により助成する。(A) ABRの場合は5,500円を上限に、OAEの場合は2,000円を上限に助成する。
- (4) 方法 妊娠届出時に交付した助成券を新生児聴覚検査受診時に医療機関に提出（一部は償還払い対応）
- (5) 実績

年度	対象者数	新生児聴覚検査受診者数			要精検	精密検査結果				
		(A) ABR	OAE			受診者数	問題なし	一則難聴	両則難聴	その他
元	4,038	※	※	※	20	17	10	6	1	0

※受診者数の確定は10月頃（R2.3月末の受診者数：3,615、(A) ABR：2,998、OAE：617）

3) 7か月児の健康相談

- (1) 目的 乳児期にすべての親子に出会う機会を持ち、月齢と発育発達に応じた育児知識・技術の普及を図ること。また、絵本を通じて親子の対話を図ることで、保護者が安心して育児に取り組むことができる。
- (2) 対象 7～9か月児の子どもと保護者
- (3) 内容
- ・保健師・管理栄養士による個別相談
 - ・歯科衛生士による歯の話と子育て支援相談員による子育てに関する情報提供と絵本読み聞かせなど
- (4) 方法 対象者に個別通知
- (5) 実績

年度	開催回数	対象者数	参加者数	来所率 (%)
27	96	4,818	4,475	92.8
28	96	4,564	4,239	92.8
29	96	4,354	4,104	94.2
30	96	4,289	4,020	93.7
元	89	3,783	3,553	93.9

(6) 評価（健康プランにおける評価指標）

年度	楽しく子育てに取り組んでいる保護者の割合 (%)
27	95.6
28	96.4
29	96.1
30	95.7
元	96.6

(10か月児健診アンケート結果)

4) 乳幼児健康診査

母子保健法第12条、13条に基づき実施しており、受診率95.0%を目指している。

目的：子どもがすこやかに成長するために、疾病や障害を早期に発見し、発育・発達状況を確認する。

保護者が子育てについての悩みや心配事を相談することで、地域において安心して子育てができる。

(1) 4か月児健康診査

- ①対象 4か月児
- ②内容 問診、身体計測(身長・体重・頭囲・胸囲)、小児科診察、個別指導(必要者)
- ③方法 対象者に個別通知し、委託医療機関で個別健診を実施
- ④実績

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	被指導 実人数	健康管理上注意すべき者	
					身体面	精神面
27	4,727	4,635	98.1	2,287	32	140
28	4,471	4,353	97.4	2,249	42	206
29	4,399	4,295	97.6	2,104	49	228
30	4,190	4,115	98.2	1,911	36	219
元	4,114	4,046	98.3	1,935	34	251

※主な相談内容 [身体面] 予防接種、湿疹、体格、便性、事故予防
 [精神面] 発達(首すわり)、音への反応、追視、子育て
 [栄養面] 離乳食、栄養方法、ミルク嫌い

(2) 10か月児健康診査

- ①対象 10か月児
- ②内容 問診、身体計測(身長・体重・頭囲・胸囲)、小児科診察、個別指導(必要者)
- ③方法 対象者に個別通知し、委託医療機関で個別健診を実施
- ④実績

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	被指導 実人数	健康管理上注意すべき者	
					身体面	精神面
27	4,772	4,469	93.7	1,857	13	203
28	4,586	4,340	94.6	1,825	11	232
29	4,436	4,193	94.5	1,745	20	249
30	4,287	4,082	95.2	1,602	23	231
元	4,134	3,952	95.6	1,606	25	197

※主な相談内容 [身体面] 予防接種、湿疹、事故予防、歯の生え方、体格
 [精神面] 発達(四つ這い、つかまり立ち)、夜泣き、卒乳
 [栄養面] 離乳食、栄養方法

(3) 1歳6か月児健康診査

- ①対象 1歳6か月～2歳未満児
 ②内容 歯科健診、身体計測（身長・体重・頭囲）、小児科診察、集団指導、保健相談、栄養相談（必要者）、子育て支援相談員による相談（必要者）
 ③方法 対象者に個別通知し、保健センター・保健センター分室等で集団健診を実施
 ④実績

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	被指導 実人数	健康管理上注意すべき者		栄養相談 (再掲)
					身体面	精神面	
27	4,640	4,485	96.7	4,485	28	498	615
28	4,775	4,656	97.5	4,632	30	588	631
29	4,549	4,418	97.1	4,418	20	573	704
30	4,350	4,212	96.8	4,212	21	489	673
元	3,930	3,780	96.2	3,780	29	516	559

※主な相談内容 [身体面] 予防接種、湿疹、体格、アトピー、歩き方
 [精神面] ことば、言語理解(指さし)、かんが強い、落ち着きがない
 [栄養面] 偏食、少食、むら食、間食、咀嚼

歯科健康診査

年度	受診者数	むし歯の 総数(本)	一人平均 むし歯数	むし歯有病者			仕上げ磨き をしている割合 (%)
				人数	率(%)	一人平均 むし歯数	
27	4,483	236	0.05	81	1.8	2.91	92.1
28	4,656	243	0.05	89	1.9	2.73	95.0
29	4,418	181	0.04	76	1.7	2.38	96.4
30	4,212	90	0.02	45	1.1	2.00	95.9
元	3,780	105	0.03	39	1.0	2.69	96.5

⑤評価（健康プランにおける評価指標）

年度	1日3回主食・主菜・副 菜のそろった食事をして いる児の割合(%)	朝食を欠食することがあ る児の割合(%)	外食と比べて薄味にして いる家庭の割合(%)	家族一緒に楽しく食事を している児の割合(%)
27	21.9	3.9	63.4	96.9
28	22.7	3.5	63.9	96.7
29	23.7	3.7	63.3	96.6
30	23.4	3.7	62.5	95.7
元	23.4	3.6	62.1	96.5

(1歳6か月児、3歳児健診アンケート結果)

(4) 2歳児歯科健康診査

- ①対象 満2歳を超え、満3歳に達しない幼児のうち、1歳6か月児健診時点でむし歯の
リスクが高かった児
 ②内容 歯科医師による歯科健診及び指導
 歯科衛生士による集団指導、個別指導、フッ化物塗布（希望者）
 ③方法 対象者に個別通知し、保健センター・保健センター分室等で実施
 ④実績

年度	実施回数	対象者数	受診者数	うちフッ化 物塗布者	むし歯の 総数(本)	一人平均 むし歯数	むし歯有病者		仕上げ磨き をしている割合 (%)
							人数	率(%)	
27	28	1,684	462	437	125	0.27	41	8.9	89.0
28	26	1,697	468	438	131	0.28	41	8.8	91.5
29	24	1,627	491	459	109	0.22	31	6.3	90.2
30	20	1,439	405	388	87	0.21	29	7.2	88.4
元	19	1,275	329	312	42	0.13	12	3.6	91.8

(5) 3歳児健康診査

①対象 3歳～4歳未満児

②内容 尿検査、身体計測（身長・体重）、小児科診察、歯科健診、視覚健診、聴覚健診、保健相談、栄養相談（必要者）

③方法 対象者に個別通知し、保健センター・保健センター分室等で集団健診を実施

④実績

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	被指導 実人数	健康管理上注意すべき者		栄養相談 (再掲)
					身体面	精神面	
27	4,957	4,830	97.4	4,830	774	371	340
28	4,759	4,644	97.6	4,635	739	421	379
29	4,642	4,552	98.1	4,552	807	387	374
30	4,643	4,478	96.5	4,478	754	484	348
元	4,049	3,980	98.3	3,980	725	304	322

※主な相談内容 [身体面] 予防接種、尿検査結果、湿疹、アトピー、体格
[精神面] ことば、落ち着きがない、トイレトレーニング
[栄養面] 偏食、少食、むら食、間食、咀嚼

歯科健康診査

年度	受診者数	むし歯の 総数(本)	一人平均 むし歯数	むし歯有病者			仕上げ磨きを している割合 (%)	フッ化物応用 をしている割合 (%)
				人数	率(%)	一人平均 むし歯数		
27	4,830	2,687	0.56	828	17.1	3.25	95.9	38.6
28	4,644	2,311	0.50	690	14.9	3.35	97.7	41.7
29	4,551	2,076	0.46	628	13.8	3.31	97.9	44.8
30	4,476	1,889	0.42	546	12.2	3.46	98.0	44.4
元	3,980	1,452	0.36	444	11.2	3.27	97.9	47.9

3歳児視覚健康診査

年度	対象者数	受診者数	要精検	精密検査結果						左記は不明だが 受診確認できたもの
				受診者数	異常なし	要観察	要精検	要治療		
27	4,957	4,830	759	595	78	362	47	75	33	
28	4,759	4,644	708	502	66	257	67	72	40	
29	4,642	4,552	776	551	72	340	59	80	44	
30	4,643	4,478	727	488	63	300	37	86	42	
元	4,049	3,980	714	500	73	327	42	58	60	

※平成25.10～3歳児健診受診者全員に屈折検査を実施し、必要者は精密検査へ。

※ 要精検者の結果

[内訳]	遠視性乱視	近視性乱視	混合乱視	斜視	遠視	近視	弱視(疑含)	その他	経過観察等 未診断
※重複あり	153	54	43	7	59	16	50	31	121

※平成25.10～3歳児健診受診者全員に屈折検査を実施し、必要者は精密検査へ。

3歳児聴覚健康診査

年度	対象者数	受診者数	異常なし	要観察	要精検	要治療	精検結果					左記は不明だが 受診確認できたもの
							受診者数	異常なし	要観察	要精検	要治療	
27	226	162	106	16	10	30	8	2	0	2	4	0
28	173	119	77	12	7	23	7	1	2	0	4	0
29	153	120	63	20	13	24	9	3	3	2	1	0
30	150	107	67	6	11	23	7	1	2	3	1	0
元	120	79	43	13	3	20	3	1	0	2	0	0

※ 要精検者の結果

[内訳]	難聴(疑含)	その他
	1	1

3歳児尿検査

年度	対象者数 (3歳児健診 受診者数)	受検者数	助言 (かかりつけ医 への相談へ) 潜血±・+	尿蛋白/Cr比 追加検査			要精検 潜血++ 糖+・++ 蛋白++
				蛋白±・+			
				受検者数	異常なし	要精検	
27	4,830	4,170	394	25	8	17	33
28	4,644	3,842	412	16	8	8	42
29	4,552	3,753	359	30	15	15	47
30	4,478	3,759	464	37	26	11	39
元	3,980	3,271	325	11	4	7	27

精密検査結果

年度	受診者数	異常なし	要観察	要精検	要治療
27	50	35	15	0	0
28	45	24	19	2	0
29	55	35	19	1	0
30	40	21	17	2	0
元	24	18	5	1	0

5) 親子歯科保健事業(子どもの歯みがき相談事業)

- (1) 目的 1歳6か月児健診を受診するまでに歯みがき相談を受けることで、望ましい歯科保健行動およびかかりつけ歯科医の定着を目指す。
- (2) 対象 姫路市に住所を有する1歳3か月までの子どもとその保護者
- (3) 内容 市内の指定医療機関において口腔衛生指導と歯科相談を実施する
- (4) 方法 妊娠届出時に交付した子どもの歯みがき相談券を指定医療機関に提出
- (5) 実績

年度	相談券 交付数	相談者数	相談率 (%)
30	4,502	130	2.9
元	4,345	520	12.0

6) 産後ケア事業

- (1) 目的 出産後の心身ともに不安定な時期にあつて支援が必要な母子に対し、心身のケアや育児に関する相談指導等のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確立を図る。
- (2) 対象 市内に住所を有する妊産婦及び生後4か月未満の乳児であつて、以下のいずれにも該当するもの
 ・母に体調不良や育児不安がある等養育を安定して行うことが困難
 ・家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない
- (3) 内容 委託医療機関及び助産院で実施する「宿泊型」及び「通所型」、助産師が母子の家庭を訪問する「訪問型」により、産婦及び乳児のケア、育児に関する相談指導を実施する。
 ※利用日数は宿泊型で通算7日以内。通所型・訪問型あわせて7日以内。
- (4) 方法 対象者からの利用希望に基づき、保健センター・保健センター分室の保健師が面接し、母子の状況を把握した上で申請を受理する。申請内容を審査承認後、産科医療機関及び助産院に実施委託する。

(5) 実績

年度	宿泊型		通所型		訪問型	
	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
28	13	44	22	75	22	88
29	13	43	98	344	120	452
30	24	68	115	466	165	561
元	31	96	119	509	193	626

※平成28年度は7月から実施

7) 未熟児養育医療制度

- (1) 目的 未熟児がすこやかに成長するために養育に医療が必要な場合、指定医療機関で受けた医療に対し、公費負担を行う。
- (2) 対象 身体の機能が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもので、医師が入院養育を必要と認めたもの
- (3) 内容 保護者が保健所に申請し、医療券の交付を受ける
未熟児の入院中の医療費と食事療養費の自己負担分を公費負担

(4) 実績

年度	申請状況	
	新規件数	継続件数
27	89	1
28	93	1
29	93	6
30	91	5
元	80	0

年度	給付状況					
	医療費				食事療養費	
	実人数	延人数	給付日数	給付額	給付回数	給付額
27	92	247	5,184	25,813,559	12,847	3,370,620
28	108	284	5,520	25,559,888	14,299	4,942,390
29	105	267	5,457	26,766,614	14,168	5,089,300
30	101	252	5,109	22,308,927	12,237	5,495,540
元	85	207	3,960	27,477,977	6,043	2,789,350

出生体重別給付件数

年度	1,000g以下	1,001～1,500	1,501～1,800	1,801～2,000	2,001～2,300	2,301～2,500	2,501g以上	計
27	25	26	16	14	9	2	0	92
28	30	26	18	27	5	2	0	108
29	29	15	26	28	6	0	1	105
30	25	15	20	29	11	0	1	101
元	15	21	23	12	10	3	1	85

8) 養育支援ネット

- (1) 目的 医療機関と保健所が連携し、早期から子育てを支援することで、未熟児などの養育上支援を必要とする家庭が、安心・適切に子育てできる。
- (2) 対象 未熟児、虐待を受けるおそれのある児など早期に支援が必要と思われる親子、または妊婦で、本人の同意が得られた者
- (3) 内容 医療機関が必要と判断した親子または妊婦についての情報提供を受け、保健センター・保健センター分室の保健師などが家庭訪問を行い、医療機関に報告

(4) 実績

年度	情報提供数	支援数	結果		
			助言指導	要観察	他機関紹介
27	424	411	219	147	45
28	491	479	205	219	55
29	532	512	178	264	70
30	602	571	213	299	59
元	590	560	247	233	80

(5) 評価（健康プランにおける評価指標）

年度	養育支援ネットを活用している医療機関数の割合（％）
27	69.2
28	61.5
29	66.7
30	66.7
元	66.7

9) 乳幼児発達支援

将来、精神発達や運動発達において障害を来すおそれのある乳幼児を早期に発見し、適切な指導を実施することにより、発達を支援する。

(1) 乳幼児発達クリニック

- ①目的 運動発達において障害を来すおそれのある乳幼児をもつ保護者が、専門医の診察、相談を受けることで不安を軽減し育児ができる。
- ②対象 乳幼児健診、家庭訪問などで発達に問題があると思われる児
- ③内容 問診、身体計測（身長・体重・頭囲）、小児科診察、指導
- ④方法 対象児に個別に案内し、中央保健センターで小児科医による診察及び指導を実施

年度	相談延数	相談結果		
		助言指導	要観察	施設紹介
27	36	3	32	1
28	42	1	38	3
29	23	1	20	2
30	27	3	22	2
元	25	2	19	4

※主な相談内容 ひとり坐り未、四つ這い未、つかまり立ち未、ひとり歩き未

(2) 心理相談

- ①目的 精神発達において障害を来すおそれのある乳幼児をもつ保護者が、専門的な相談を受けることにより不安を軽減し児の状態に応じた関わりができる。
- ②対象 1歳6か月児健診などで、情緒・行動・精神発達に問題があると思われる児
- ③内容 臨床心理士による発達検査および個別指導、保健師による相談
- ④方法 対象児に個別に案内し、保健センターでの臨床心理士による指導を実施

年度	相談延数	相談結果		
		助言指導	要観察	施設紹介
27	193	7	85	101
28	224	2	104	118
29	251	10	132	109
30	244	7	149	88
元	275	6	167	102

※主な相談内容 言葉の遅れ（単語なし、単語、二語文など）、言語理解、多動、対人面

(3) 育児教室

- ①目的 精神発達面に遅れが疑われる児とその保護者が親子遊びなどを経験することで、児の状態に応じた関わりができる。また、児の相談ができることで育児不安が軽減できる。
- ②対象 1歳6か月児健診などで精神発達面に遅れが疑われる児（3歳未満の児）とその保護者
- ③内容 保健師、保育士による自由遊び、設定遊び、集団指導、個別指導
- ④方法 対象児に個別に案内し、保健センター、南保健センター家島分室で実施（原則6回で終了）

年度	開催回数	参加実数	参加延数
27	47	67	311
28	36	77	316
29	35	72	255
30	35	71	268
元	33	66	233

※主な相談内容 [児] 言葉が遅い、多動、他児と遊べない
[母親] 接し方や遊び方がわからない、育児が苦手

10) 多胎児の健康相談

- (1) 目的 専門職による相談や保護者同士の交流を図ることで、多胎児の健やかな発育・発達を促し、保護者の育児不安を軽減できる。
- (2) 対象 多胎児とその保護者、多胎児を妊娠中の妊婦
- (3) 内容
 ・身体計測（身長・体重）
 ・保健師や子育て支援相談員による育児相談（必要時、管理栄養士・歯科衛生士）
 ・参加者同士の交流
- (4) 方法 妊娠届出時、新生児訪問・電話相談や保健センターだより等で広報を行い、希望者は自由に来所。育児相談は平成27年度まで中央・南・西保健センターの3か所で、平成28年度から中央・南保健センターの2か所で概ね月1回実施
- (5) 実績 多胎児の健康相談 ※（ ）は妊婦参加別掲

年度	開催回数	参加実数	参加延数
27	32	59(5)	205(7)
28	24	75(9)	210(10)
29	24	84(6)	311(6)
30	23	94(12)	314(14)
元	22	125(13)	377(13)

11) 子ども事故予防普及啓発事業

- (1) 目的 子どもが健やかに成長するために事故を未然に防ぎ安心して安全に暮らせる環境をつくる。
- (2) 対象 保護者や保育関係者等
- (3) 内容 あらゆる機会を利用し子どもの事故予防について、情報提供や啓発を行う
- (4) 方法 7か月児の健康相談、市政出前講座等において、事故予防についての健康教育を実施
 ※保健所での実施の際は、「こどもの事故予防体験ひろば」も見学

年度	健康教育実施回数	年度	「こどもの事故予防体験ひろば」見学者数
27	4	27	1,361
28	3	28	1,921
29	2	29	1,146
30	2	30	1,055
元	4	元	980

(6) 評価（健康プランにおける評価指標）

年度	子どもの心肺蘇生法を知っている人の割合 (%)	事故に気をつけている保護者の割合 (%)	事故を経験したことがある人の割合 (%)
27	37.3	85.6	12.8
28	35.8	86.0	12.5
29	35.7	85.9	12.3
30	37.1	85.5	12.4
元	36.5	86.1	12.3

(乳幼児健診アンケート結果)

12) 訪問・来所・電話等による相談

- (1) 目的 保護者が子育てに関するさまざまな相談をすることで、育児不安を軽減し、自信を持って楽しく子育てできる。
- (2) 対象 未熟児・新生児・乳幼児及びその保護者、関係者
- (3) 内容
 ・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
 ・子育て支援に関する情報提供
 ・必要時、身体計測等
- (4) 方法 保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士などにより随時実施

年度	訪問	来所	電話
27	3,424	1,102	6,966
28	3,465	1,066	7,285
29	3,895	1,528	5,533
30	3,849	1,589	7,555
元	3,833	1,884	7,939

地域の公民館や市民センターなどを会場にした健康相談

年度	開催回数	参加実数	参加延数
27	70	799	1,049
28	94	422	1,034
29	89	445	772
30	137	1,781	2,518
元	117	1,674	2,254

(6) 評価 (健康プランにおける評価指標)

年度	要支援児の訪問等実施率(%)
27	63.2
28	67.1
29	61.4
30	60.2
元	54.9

※平成28年度より来所相談含む

4 食育推進

食育基本法に基づく市町村食育推進計画として、「ひめじ食育推進プラン」を策定し、生涯にわたって健やかな「こころ」と「からだ」を保ち、豊かな人間性を育むことを基本理念と定め、市民自身が食育に取り組めるよう啓発するとともに、行政や食育の関係団体などが連携し、取り組みを推進する。

1) 食育推進会議

- (1) 目的 姫路市食育推進会議条例に基づき開催するもので、ひめじ食育推進プラン(姫路市食育推進計画)を策定し、食育に関する施策を総合的、計画的に推進することで、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進する。
- (2) 対象 学識経験者、生産者関係、流通関係、教育関係、食品安全関係、食育関係団体、公募委員、行政
- (3) 内容 ひめじ食育推進プランの策定及び進捗管理
- (4) 実績

年度	回数	参加者数	内容
27	1	22	食育推進プラン(二次計画)進捗状況について
28	1	27	食育推進プラン(二次計画)進捗状況について
29	2	51	・食育推進プラン(二次計画)中間見直し計画について ・中間見直し計画に関するパブリックコメントについて
30	1	27	食育推進プラン(二次計画)中間見直し計画進捗状況について
元	1	26	食育推進プラン(二次計画)中間見直し計画進捗状況について

2) 食育事業

(1) 目的 子どもたちが自分で自分の健康を守り、豊かですこやかな心身を育むために、正しい食生活を送る力を身につける。また保護者や指導者も食生活に関する知識を身につけ、自身の健康管理と子どもを取り巻く環境を整える。

(2) 対象 子ども、保護者、指導者

(3) 内容 ・食育講座
依頼のあった団体に対し、市内の希望場所にて実施（講話や調理実習）
地域活動栄養士会、いずみ会と協働で実施

- ・親子料理教室・子どもの料理教室：いずみ会、地域活動栄養士会の自主活動
- ・食育指導者研修会：食育についての知識を広く普及するため、食育指導者への講演会やグループワークを実施

- ・食育絵本の読み聞かせ：3歳児健康診査来所者に実施
- ・食育関係者交流会：食育関係者が取組や情報を共有することで、活動の幅を広げ、関係者同士が連携できる環境を整えるための交流会を開催。

(4) 実績

年度	食育講座					親子・子ども料理教室 参加者数	食育指導者研修会 参加者数	食育関係者交流会 参加者数
	回数	総人数	子ども	保護者	指導者			
27	83	2,961	1,689	1,127	145	(再掲)1,362	157	-
28	77	3,542	2,529	859	154	(再掲)1,507	139	22
29	114	3,374	1,931	1,264	179	(再掲)1,873	104	28
30	105	2,627	1,630	841	156	(再掲)1,818	171	23
元	208	4,932	2,867	1,759	306	(再掲)3,497	168	9

※27、28年度は、親子・子ども料理教室参加者数は食育講座に含む

年度	食育絵本読み聞かせ	
	回数	参加人数
27	522	4,517
28	532	4,291
29	497	4,272
30	458	4,008
元	445	3,756

《食育絵本の読み聞かせ》



《食育絵本》



【第一回】ゴクウ
いかに健康を維持し、体力をキープし、活動で物事を進めよう
【第二回】いかに健康を維持し、体力をキープし、活動で物事を進めよう
【第三回】いかに健康を維持し、体力をキープし、活動で物事を進めよう
【第四回】いかに健康を維持し、体力をキープし、活動で物事を進めよう

【第五回】いかに健康を維持し、体力をキープし、活動で物事を進めよう

第2節 成人期への支援

市民がいきいきと満足して過ごすために、本人が希望する場所で、必要な医療や介護、生活支援が受けられる制度を整える 健康プラン 基本目標2

健康増進対策

健康増進法に基づき、中高年層を中心に、健康診査、健康相談、健康教育などの方法により、生活習慣を改善し、すこやかで質の高い生活を送ることができるよう支援する。

1 健康相談

1) 一般健康相談

- (1) 目的 身体の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことで、生活習慣を改善し、自ら健康管理ができるようになることを目的とする。
- (2) 対象 市民
- (3) 内容 保健師・管理栄養士などによる血圧・体脂肪測定、生活習慣病に関する個別相談
- (4) 方法 健康イベントや生活習慣病相談日について、市民対象の保健事業や広報誌などにおいて周知を図り、個別相談に応じている。
生活習慣病相談日は保健所において週1回実施

(5) 実績

年度	開催回数	参加延数
27	21	527
28	17	709
29	32	431
30	50	352
元	74	569

※主な相談内容 高血圧、脂質異常症、糖尿病など

2) 訪問・電話による相談

- (1) 目的 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行うことで自身の健康管理が行える。
- (2) 対象 市民
- (3) 方法 保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる生活習慣病などに関する個別相談を随時実施

(4) 実績

年度	訪問	電話
27	222	592
28	337	568
29	299	505
30	139	289
元	85	149

2 健康教育

- (1) 目的 生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図ることで、市民が自身で生活習慣の見直しや取組を実践できるようになることを目的とする。
- (2) 対象 市民
- (3) 内容 医師や歯科医師、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職による講話と実技指導
- (4) 方法 自治会、学校等の既存団体からの依頼や保健所、保健センター・分室の企画に沿って随時実施

年度	開催回数	参加延数
28	148	7,521
29	209	9,188
30	164	6,958
元	166	6,796

3 糖尿病重症化予防歯科検診事業

- (1) 目的 血糖コントロール不良な者に対し歯科検診を実施し、継続した歯科治療・管理を行うことで歯周病の重症化を予防するとともに、血糖値の低下、コントロールをめざす。
- (2) 対象 40歳～75歳未満で血糖コントロール状態が不良（HbA1cが10.0以上、平成30年から8.0以上に変更）の者（糖尿病治療中の者を含む）
- (3) 内容 問診、歯科検診、歯科保健指導、治療・管理計画に基づく治療・管理
- (4) 方法 対象者（国民健康保険課が実施する特定健診結果より把握）に対し個別通知し、市内指定歯科医院で受診する。

年度	受診券 交付数	受診者数	受診率 (%)
28	107	18	16.8
29	86	13	15.1
30	481	44	9.1
元	501	53	10.6

4 透析ハイリスク者予防対策事業

- (1) 目的 糖尿病性腎症の重症化リスクの高い者が、医療機関間の連携や適切な栄養食事指導を受けることにより、人工透析への移行を防止できるよう、かかりつけ医における糖尿病性腎臓病（DKD）管理を支援する。
- (2) 方法 有識者による協議会の開催。医療関係者向け講演会・研修会等の開催。R1年度より栄養指導を受ける機会のない患者に対し栄養食事指導を実施。

年度	協議会	講演会・研修会等		栄養食事指導
	開催回数	開催回数	参加者数	実施件数
30	4	1	66	—
元	1	3	104	8

5 健康診査(がん検診等)

- (1) 目的 がんや歯周病など、生活習慣病を予防する対策の一環として早期発見、早期治療を図るため、各種検診を実施する。
がん検診では精密検査受診率100%、無料券利用率については、胃・肺・大腸がんは17%、乳・子宮がんは30%を目指す。
- (2) 対象 下記のとおり
- (3) 内容 下記のとおり
- (4) 方法 市内各会場に検診車が出向く集団検診と、実施医療機関で受診する医療機関検診を実施

集団検診 ： 市内各会場に検診車が出向き実施

市民がん巡回検診

種類	検査内容	対象
胃がん検診	バリウムを飲み、胃部X線検査	満40歳以上
肺がん検診	胸部X線検査	
	ハイリスク者に喀痰検査を実施 ※ハイリスク者：50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が600以上の者	
大腸がん検診	便潜血検査	
肝炎ウイルス検査 ※1	B型・C型肝炎ウイルス検査	

レディース検診

種類	検査内容	対象
子宮がん検診	頸がん検診(子宮頸部の細胞診)	満18歳以上(女性)
乳がん検診	マンモグラフィ検診	満40歳以上(女性)
骨粗しょう症検診	骨密度測定	満40歳以上(女性)

※ 乳がん・子宮がん検診は2年に1回(4月1日現在、偶数年齢の者)

医療機関検診 ： 市内検診実施医療機関で受診

種類	検査内容	対象
胃がん検診	バリウムを飲み、胃部X線検査	満40歳以上
胃がんリスク判定(検査) ※2	ピロリ菌と、ペプシノゲン検査による胃がんのリスクを調べる血液検査	前年度20・30・40歳
子宮がん検診	頸がん検診(子宮頸部の細胞診)	満18歳以上(女性)
	頸がん+体がん検診	
乳がん検診	マンモグラフィ検診	満40歳以上(女性)
肝炎ウイルス検査 ※3	B型・C型肝炎ウイルス検査	満40歳以上
歯周病検診	歯科検診・相談・保健指導	前年度40・50・60・70歳
基本健康診査	身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・診察	満40歳以上の無保険者

※1 平成26年度より医師会館で開始。過去に受けたことがない者が対象

※2 平成26年度から導入

※3 過去に受けたことがない者が対象

(5) 実績

本報告の受診率は検診対象年齢の住民の人数を分母として算出している。

精密検査受診者数は翌年度末集計だが、令和元年度のみ令和2年5月末現在の数を掲載している。

令和元年度、無料クーポン券対象者は下記のとおり（年齢は4月1日現在）

胃がん	… 50・60歳	子宮頸がん	20・30・32・34・36・38・40
胃がんリスク判定	… 20・30・40歳		42・44・46・48・50・60歳(女性)
肺がん	… 40・50・60歳	乳がん	… 40・42・44・46・48・50・52・54
大腸がん	… 40・45・50・55・60歳		56・58・60歳(女性)

肝炎ウイルス検査実績は、第三章疾患別対策、第4節感染症予防対策、6肝炎対策事業に掲載している。

[がん検診等]

種別	年度	受診者数	受診率(%)	精密検査			無料クーポン券		
				対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	利用者数	利用率(%)
胃がん	27	6,934	2.3	598	558	93.3	13,370	1,515	11.3
	28	7,005	2.3	579	510	88.1	13,041	1,333	10.2
	29	6,457	2.1	488	452	92.6	12,237	1,234	10.1
	30	6,047	1.9	557	509	91.4	13,280	1,221	9.2
	元	5,571	1.8	584	490	83.9	14,120	1,230	8.7
胃がん リスク判定 ※1	27	3,036	14.8	444	273	61.5	20,529	3,036	14.8
	28	2,924	14.9	427	259	60.7	19,592	2,924	14.9
	29	2,701	14.3	512	234	54.3	18,861	2,701	14.3
	30	2,621	13.9	472	232	49.2	18,894	2,621	13.9
	元	2,583	14.1	445	131	29.4	18,373	2,583	14.1
肺がん	27	10,375	3.4	358	316	88.3	22,049	2,467	11.2
	28	10,308	3.3	465	422	90.8	20,998	2,327	11.1
	29	9,717	3.1	320	289	90.3	19,637	2,159	11.0
	30	9,611	3.1	322	301	93.5	20,558	2,086	10.1
	元	9,199	2.9	306	278	90.8	21,074	2,075	9.8
大腸がん	27	12,597	4.1	702	607	86.5	36,136	3,718	10.3
	28	12,352	4.0	710	604	85.1	35,192	3,044	8.6
	29	11,671	3.8	580	505	87.1	34,749	3,201	9.2
	30	11,647	3.7	520	459	88.3	36,125	3,223	8.9
	元	11,183	3.6	605	519	85.8	36,833	3,136	8.5
子宮頸がん ※2	27	19,017	16.1	173	119	68.8	46,401	12,940	27.9
	28	14,206	14.8	319	261	81.8	46,217	11,912	25.8
	29	13,311	12.1	330	257	77.9	45,231	11,740	26.0
	30	13,194	11.0	250	191	76.4	45,116	11,429	25.3
	元	13,071	11.7	255	141	55.3	45,159	11,387	25.2
子宮体がん	27	557		5	5	100.0	—	—	—
	28	584		5	5	100.0	—	—	—
	29	503		9	8	88.9	—	—	—
	30	490		9	7	77.8	—	—	—
	元	539		9	7	77.8	—	—	—
乳がん	27	12,448	13.2	1,203	1,079	89.7	39,743	10,862	27.3
	28	12,358	14.9	1,078	968	89.9	40,064	10,435	26.0
	29	11,770	14.3	829	726	87.6	40,202	10,454	26.0
	30	11,899	14.1	786	764	97.2	40,357	10,407	25.8
	元	12,579	14.5	954	812	85.1	40,712	11,168	27.4

※1 胃がんリスク判定検査は、平成26年度より20・30・40歳に実施

※2 子宮頸がん検診は、平成28年度より妊婦子宮頸がん検診を除いて計上

[骨粗しょう症検診]

年度	受診者数	精密検査	
		対象者数	要精検率 (%)
27	2,873	168	5.8
28	2,686	210	7.8
29	2,413	256	10.6
30	2,446	282	11.5
元	2,303	348	15.1

[歯周病検診]

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%) (券利用率)	受診結果	
				進行した 歯周病患者数	進行した 歯周病率 (%)
27	28,522	430	1.5	216	50.2
28	26,029	287	1.1	178	62.0
29	26,536	316	1.2	219	69.3
30	29,564	340	1.2	194	57.1
元	30,126	384	1.3	213	55.5

※進行した歯周病は歯周ポケット4mm以上を計上

[基本健康診査]

年度	27	28	29	30	元
受診者数	17	29	275	285	284

[平成30年度がん検診等精密検査受診状況]

種別	精密検査 対象者数	精密検査結果別人員				
		異常なし	がん(含疑)	(再掲) 早期がん ※	がん以外	未受診
胃がん	557	69	16	3	424	48
胃リスク	472	41	0	0	191	240
肺がん	322	134	11	0	156	21
大腸がん	520	115	17	14	327	61
子宮頸がん	250	44	5	0	142	59
子宮体がん	9	1	1	0	5	2
乳がん	786	181	43	9	540	22

※(再掲)早期がん数については、現在追跡フォロー中のため確定数のみ計上

(6) 普及啓発

①女性のがん検診受診率向上イベント

乳・子宮がんの正しい知識、早期発見・早期診断・早期治療の大切さの啓発のため、連携中枢都市関連事業として、近隣市町と連携し、各種イベントを実施した。

【姫路城および周辺のピンクライトアップ】 令和元年9月28日(土)～10月4日(金)まで世界遺産姫路城をピンクにライトアップし(10月1日のみ)、全世界に乳がんの早期発見の大切さを強く発信した。また、9月28日から10月4日まで姫路駅周辺、大手前通りを乳がんに立ち向かう希望の色である「ピンク色」にライトアップを実施。10月1日姫路城のライトアップに合わせ三の丸広場において啓発キャンペーンを実施。

【ピンクリボンキャッスルウォーク in ひめじ】 令和元年10月27日(日)
姫路城周辺をウォークし、周囲の方々に乳がん検診の大切さを伝えた。約139名参加。

【乳がん検診の啓発】 令和元年10月1日(火)
乳がん検診の受診の必要性や受診率の向上等を目指し、自己触診啓発リーフレットの配布、自己触診モデルの体験等を実施。



【女性のがん講演会】 令和元年12月14日(土) キャスパホール 189名参加
元SKE48矢方美紀さんを講師に招き自らの体験を通して若い世代へ乳がん検診の必要性などについて講演会を実施。

※ 普及啓発に関しては、連携中枢都市関連市町・姫路市医師会・ピンクリボンひめじ・民間企業・市内の看護学生等の協力のもと実施している。

②大腸がん検診推進キャンペーン 令和元年6月17日(月)～23日(日)
大腸がんの正しい知識や検診の必要性を印刷したトイレトペーパー、ポケットティッシュ、ポスターを保健所、保健センター、市役所等に設置し啓発した。

第3節 高齢期への支援

市民が何歳になっても、自分らしくいきいき過ごすために、みんなが支えあって、健康に暮らせるまちをつくる

健康プラン 基本目標3

1 介護予防のための支援

介護保険法に基づき、要介護・要支援状態となる前の段階にある高齢者に対し、介護予防のための支援を行い、いつまでも元気で暮らせるよう支援するとともに、長期的に要介護者・要支援者の減少を図る。

1) 介護予防普及啓発事業

- (1) 目的 介護予防に関する正しい知識や実践方法を学び、市民が自発的に健康的な生活を送るために必要な行動を実践することができる。
- (2) 対象 65歳以上の市民と高齢者に関わる市民
- (3) 内容 講演会・・・老人クラブ等の既存団体からの依頼や保健所企画による医師や健康運動指導士、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職による講話
- (4) 実績

年度	講演会	
	回数	延人数
27	862	19,475
28	1,039	19,269
29	730	14,635
30	801	13,845
元	426	8,054

2) 高齢者の地域健康づくり事業

- (1) 目的 地域住民が主体となった健康づくり・介護予防活動を実践することができる。また、市民が、地域での健康づくり活動を継続し、地域の互助的活動（助け合い活動）に発展させることができる。
- (2) 対象 65歳以上の市民と高齢者に関わる市民
- (3) 内容 運動機能の維持・向上を目的とした「いきいき百歳体操」を住民に提案し、保健センターまたは地域包括支援センターが支援（DVDやおもりの貸し出しを含め）を行いながら、住民主体の自主活動へつなげていく。
- (4) 方法 地域の身近な場所で週1～2回集まって体操を実施する。必要時は「いきいき百歳体操サポーター」がグループ活動への支援を行う。
- (5) 実績

年度	団体数	参加者数
27	289	7,240
28	367	8,959
29	416	9,665
30	451	10,571
元	465	10,019

3) 認知症初期集中支援事業

- (1) 目的 いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
- (2) 対象 認知症者（疑いも含む）及び家族
- (3) 方法
- ・訪問型評価チーム
保健師、精神保健福祉士等で構成したチームで家庭訪問をし、身体及び認知機能、行動心理症状や生活機能等を多面的に評価し、生活支援検討会で決定した支援策を本人・家族及び支援者が実践できるよう調整する。
 - ・生活支援検討会議
認知症サポート医、薬剤師、専門看護師、作業療法士等で構成し、訪問型評価チームのスーパーバイズとして、適切な支援策や予防策を決定する。

(4) 実績

年度	訪問型評価チーム		生活支援検討会議	
	実人数	延人数	実人数	延人数
28	54	123	47	89
29	52	117	49	94
30	32	61	41	80
元	32	55	19	35

2 在宅ねたきり者歯科診療支援事業

- (1) 目的 在宅において寝たきり状態であっても、訪問歯科診療を受けることで口腔機能の向上を図り、健康の保持・増進ができる。
- (2) 対象 歯科通院が困難な市民（年齢制限なし）
- (3) 内容 歯科医師・歯科衛生士による治療や相談・指導
- ・むし歯の治療、入れ歯の作成・調整など
 - ・口腔内の手入れ、食事形態や飲み込みについての相談・指導
- (4) 方法 ちらしを歯科医院、姫路市歯科医師会口腔保健センター、保健所等に設置することで事業の周知を図る。
姫路市歯科医師会主体で事業は実施している。

(5) 実績

年度	実人数					延人数
	合計	～39歳	40～59歳	60～79歳	80歳～	
27	466	11	21	130	304	3,820
28	429	9	25	159	236	3,921
29	446	8	22	175	241	4,573
30	349	4	18	131	196	3,081
元	188	6	19	69	94	2,345

訪問歯科診療の内容内訳（令和元年度）

治療・相談内容	件数
入れ歯に関すること	223
むし歯の治療等に関すること	44
歯周病に関すること	351
口腔内の手入れ	579
食事形態や飲み込みについて	0
その他	46